

本件提案に係る接触の禁止について

審査の公平性を確保し、適切な事業者の選考を図るため、審査委員会の構成員、本市職員及びその他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する必要があります。

このため、審査委員会の構成員について、甲府市ホームページにおいて公表します。

なお、本件提案に関し影響を及ぼすおそれのある接触の事実が認められた場合には失格となることがある旨あわせて通知します。

1 公表の方法

甲府市ホームページで公表する。

2 公表日

事業公告と同日に公表する。

3 内容

(1) 題名

「本件提案に係る接触の禁止について」

(2) 文案

審査の公平性を確保し、適切な事業者の選考を図るため、審査委員会の構成員、本市職員及びその他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する。

なお、本件提案に関し影響を及ぼすおそれのある接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

(3) 審査委員会の構成員

構 成	役 職	氏 名
委員長	まちづくり部長	大 森 重 竹
委 員	リニア交通室長	橘 田 義 弘
委 員	まちづくり総室長	清 水 久
委 員	まち開発室長	宮 野 裕 二
委 員	まち整備室長	今 井 洋 和
委 員	都市計画課長	古 屋 幸 治